

防災行政無線の放送内容

▼問合せ 地域支援課
☎62-2152

放送内容を聞き逃した、よく聞き取れなかった場合は、以下の方法で確認できます。

防災無線電話応答サービス

☎0120-62-3900

- 通話料は無料です。
- 放送内容は24時間保存されます。
- ※放送終了後からサービスの利用ができるようになります。

嵐山町あんしんメール

あらかじめ登録したメールアドレスに防災・防犯情報や防災無線の放送内容(火災情報を除く)などを配信します。

登録方法

スマートフォン・携帯電話からQRコードを読み取るか、
ranzan1@yb74.aspcuenote.jp に空メールを送信し、利用者登録してください。

防災無線電話
応答サービス
☎0120-62-3900



あんしんメール
登録用QRコード

納税は期限内に

▼問合せ 税務課
☎62-2153

令和3年度町県民税納税通知書を発送します。第1期の納期限は6月30日(水)です。納期限内の納付をお願いします。

町県民税(住民税)はその年の1月1日現在に居住していた市町村において、前年中の所得金額に応じて課税される税金です。

スマートフォンでも納付できます

スマートフォン決済アプリ(Pay Pay、PayB)による納付を開始しました。コンビニや金融機関に行かなくてもスマートフォンがあればご自宅をはじめどこからでも納付が可能です。ぜひご利用ください。

納税は便利な口座振替を ご利用ください

▼問合せ 税務課
☎62-2153

口座振替による納税は、指定された口座から納期ごとに、自動的に引き落とされる納税方法です。
納め忘れることがなく、納付に出かける必要もなく、安心・確実・便利に口座振替をおすすめします。

嵐山町総合戦略等検証委員会 の委員を募集します

▼問合せ 地域支援課
☎62-2152

町では重要課題である少子高齢化や人口減少への対策を推進するため、平成27年に「嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略」を策定し、就労・人口減少対策を行ってきました。現在、令和7年度までの目標と取り組むべき政策を提示した「第2期総合戦略」の策定を行っています。

総合戦略等に基づき実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するため審議いただける方を募集します。

公募人数 若干名(原則40歳以下の方)
公募条件

- 町内在住で町税、水道料金等滞納していない方
- 平日の日に会議出席可能な方
- 会議等予定 年1回程度
- ※今年度は8月頃開催予定
- 任期 2年
- ※報償などは町規定に基づきます。
- 応募方法
一 町ホームページをご覧ください、お問い合わせください。
- 募集期間
6月7日(月)～7月7日(水)

口座振替のできる金融機関

- 埼玉縣信用金庫 本・支店
- 埼玉りそな銀行 本・支店
- りそな銀行 本・支店
- 埼玉中央農業協同組合 本・支店
- 武蔵野銀行 本・支店
- 全国のゆうちょ銀行

申込み方法

納税通知書・預金通帳・届出印鑑をお持ちになり、右記の金融機関の窓口にて「口座振替依頼書」をご記入のうえお申し込み下さい。

児童に係る福祉手当等

▼問合せ 福祉課
☎62-0716

児童手当

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校終了前までの子どもを養育している方に支給されます。

次の場合でも受給できます

- 離婚協議中等により別居している場合に優先的に支給されます。
- 父母が海外に住んでいる場合は、その父母が町内で児童を養育している方を指定すればその方(父母指定者)に支給されます。
- 児童を養育している未成年後見人がある場合は、その未成年後見人に支給されます。

町内に空き家をお持ちの方へ 空き家バンクに登録しませんか?

▼問合せ 環境課
☎62-0719

町では、移住・定住促進による地域の活性化と空き家の流通を図るため、嵐山町空き家バンク制度を実施しています。

町内に空き家を所有し、空き家の売買や賃貸をご検討されている方は、空き家バンクへの登録をお願いします。状況により、登録ができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

嵐山夏まつりの中止

▼問合せ 商工会
☎62-2895

毎年8月第1土曜日に開催している嵐山夏まつりは、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せないことから中止となります。

給されます。

• 児童が施設入所している場合や里親等に委託されている場合は、原則その施設の設置者や里親などに支給されます。

今月は現況届提出月です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、児童手当の要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

現在手当を受けている方には、現況届を郵送します。お手元に届きましたら、福祉課まで提出してください。

※公務員の方は、職場での手続きになります。

児童扶養手当

離婚、死別、遺棄等の理由で父母と生計を同じくしていないか、父母が一定の障害の状態にある児童(18歳になつた年の年度末まで。ただし、一定の障害のある場合は20歳未満)の父または母または主に生計を維持している養育者に支給されます。

次のような場合は受給できません

- 申請する方や児童が日本国内に住していないとき。
- 児童が児童福祉施設等に入所しているとき。
- 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者含む)に養育されているとき。

【広告】



見学・体験も行えます

医療法人 昭友会 リハビリデイサービス なめがわ

なめがわ地域 福祉支援センター内の1階に「半日型の機能訓練特化型」のリハビリデイサービスなめがわを開所しています。介護予防に適した専用のリハビリマシンを活用して、当事業所のモットーである「楽しみながら自分らしく」一人おひとりの体力に合った運動プログラムを行っていただきます。送迎サービスもごさいます。ご利用希望の方は下記担当にご相談ください。

※ご利用の際は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)の調整が必要になります。
住所：滑川町羽尾 1041 番地 7 (旧割烹神田) TEL:56-3505 担当：平岡、池田

もしくは生計を同じくしていると

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている保護者のうち、主に生計を維持している方に支給されます。

次のような場合は受給できません

- 申請する方や児童が日本国内に住していないとき。
- 児童が児童福祉施設等に入所しているとき。

• 児童が障害による公的年金を受けることができるとき。

支給対象等の詳細についてはお問い合わせください。

5月31日から6月6日は 禁煙週間です

▼問合せ 健康いきいき課
☎59-6911

今年度のテーマは、「たばこの健康影響を知ろう!」新型コロナウイルス感染症とたばこの関係」です。

たばこの煙は、喫煙者本人だけでなく、周りの人の健康にも害を及ぼす可能性があります。この機会に、禁煙について考えてみませんか。